

1. 件名：三菱電機株式会社の不適切行為の状況

2. 日時：令和4年4月26日 14時30分～15時20分

3. 場所：原子力規制庁7階 大会議室

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 実用炉監視部門

武山安全規制管理官、高須統括監視指導官、水野企画調査官、菊川管理官補佐、小野上級原子炉解析専門官

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 専門検査部門

上田企画調査官

原子力規制庁 原子力規制部 検査グループ 核燃料施設等監視部門

福吉主任監視指導官

三菱電機株式会社（以下「三菱電機」という。）

執行役員 電力・産業システム事業本部 副事業本部長他3名

5. 要旨

(1) 令和4年4月21日に三菱電機が公表した特別高圧以上の変圧器に係る不適切行為について、以下のとおり説明があった。

- 交流耐電圧試験及び雷インパルス耐電圧試験については、規格要求耐電圧で試験すべきところを低い電圧で実施していた。
- 温度上昇試験については、実測値を低く記録していた。
- 変圧器の損失測定、絶縁設計、温度設計に係る不適切行為については、原子力発電所で該当するものはない。
- 該当する変圧器を納入している原子力事業者に対して、順次説明をしているところ。

(2) 原子力規制庁から、原子力事業者からの報告を確認することとするが、報告内容によっては、再度三菱電機へ確認することもあることを伝えた。

6. 参考資料

三菱電機HP 特別高圧以上の一部の変圧器における不適切行為に関する件

(<https://www.mitsubishielectric.co.jp/news/2022/0421-c.pdf>)

以上